

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月20日

【会社名】 株式会社ツナググループ・ホールディングス

【英訳名】 TSUNAGU GROUP HOLDINGS Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 米田 光宏

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号

【電話番号】 03-3501-0279

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画本部長 片岡 伸一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号

【電話番号】 03-3501-0279

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画本部長 片岡 伸一郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第4回新株予約権)
その他の者に対する割当 1,110,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
384,110,000円
(第5回新株予約権)
その他の者に対する割当 152,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
184,152,000円
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	10,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,110,000円
発行価格	新株予約権1個につき111円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.11円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年12月7日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ツナググループ・ホールディングス 経営企画室 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
払込期日	2020年12月7日(月)
割当日	2020年12月7日(月)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 新橋支店 東京都港区新橋一丁目16番4号

- (注) 1. 第4回新株予約権証券(以下「第4回新株予約権」といい、文脈に応じて個別に又は第5回新株予約権証券(以下「第5回新株予約権」といいます。))と総称して「本新株予約権」といいます。)については、2020年11月20日付の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社と割当予定先である株式会社SBI証券(以下「割当予定先」といいます。))との間で本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。))における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額(1円未満の端数は切り捨てる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、268円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 1,000,000株(2020年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は13.53%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 269,110,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられており、また、当社が2022年12月7日に本新株予約権の全部を取得する条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。))に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初383円とする。但し、行使価額は第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。
3. 行使価額の修正
別記「(2)新株予約権の内容等(注)」欄第7項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が268円(以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
4. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式数} \quad \text{時価}} \\ \text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}$$
 - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 株式の分割により普通株式を発行する場合
 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)
 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

	<p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行き行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>384,110,000円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	2020年12月8日から2022年12月7日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 新橋支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、2022年12月7日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。但し、当社と割当予定先との間で締結される予定である第三者割当契約（以下「本新株予約権割当契約」という。）において、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社グループは、当社及び連結子会社11社の計12社で構成され、アルバイト・パートを中心とした人材の募集から採用、定着支援までの一連の業務プロセスに関わるサービス提供を、主な事業としております。

主要な事業としては、RPO(リクルートメント・プロセス・アウトソーシング/採用業務代行)を主力とするHRマネジメント事業、求人メディア等の採用マッチングサービスの提供を中心とするメディア&テクノロジー事業、人材派遣及び人材紹介サービスを中心とするスタッフィング事業を展開しております。

HRマネジメント事業におけるRPOでは、アルバイト・パート採用領域を中心に、全国に多店舗展開する小売・サービス業等の大手企業を中心とした300社以上に、求人のプランニング、媒体出稿手配、応募の受付及び面接のブッキングといった一連の業務を代行するサービスを提供しております。メディア&テクノロジー事業における採用マッチングサービスでは、シニア・主婦層をメインターゲットとする折込チラシと求人サイトのハイブリッドメディア『ユメックス』、短期単発アルバイト専門サイト『ショットワークス』、ビッグデータとネット広告配信技術を用いたダイレクトリクルーティングサービス『Find in』等特定分野に強みを持つサービスを提供しています。スタッフィング事業においては、主に、販売・サービス業を対象にサービスを行っておりますが、コンビニ分野においては、レギュラースタッフの人材派遣、スポットニーズ対応の日々の紹介、さらには派遣スタッフ育成のための研修店舗運営と、ワンストップでサービスを提供しております。

当社は、中長期の成長戦略として、日本の不可避な構造的課題である労働人口減少、それにとまなう労働需給ギャップ、とりわけ流通・サービス業における深刻な人材不足の解消をテーマにしております。そのために、人口減少下においても労働人口が増加している「シニア」「主婦」「外国人」といった“成長労働力”、また、就業時間の細分化、週5日8時間勤務という「パネル型」の働き方から、週2～3日の数時間、明日のこの時間だけといった「モザイク型」の働き方を推進するための“すきま時間マッチング”、さらには、離職させないことで労働力の供給不足に歯止めをかけるという“離職防止・定着支援”という3つの分野の推進を、テクノロジーにより実現することにテーマをしております。

2020年9月期の連結業績は、売上高は、M&Aによる業績寄与の影響もあり過去最高となりましたが、損益面では、新型コロナウイルス感染症の拡大影響を受け、顧客企業の採用活動の休止や縮小により、採用メディア及びRPO（採用業務代行）サービスの利用が抑えられ、損失を計上することとなりました。それらの結果、売上高12,098百万円（前期比14.0%増）、営業損失610百万円（前連結会計年度は220百万円の利益）となりました。また、当連結会計年度末の借入契約のうち462百万円について、借入金融機関の財務制限条項に抵触しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。但し、借入金については期限の利益の喪失の猶予について取引先金融機関の承諾を得ております。このような財務状況を解消するためにも、資本増強の必要性を感じております。

新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大により、当社事業は多大な影響を受けました。短期的には顧客の人材採用の抑制により、営業損失が生じたことがネガティブな影響となりましたが、一方で、より長期的には多くの企業において人材不足という構造的課題への対応は避けられないことに加え、新たな課題も浮き彫りになり、成長投資という意味では、大きな機会であると考えております。感染拡大を抑制するために、当社を含め世界中が様々な事柄での変容を迫られました。各サービスの在り方、提供形態、あらゆる社内業務等が、オフラインからオンラインへ、いわゆるデジタル化に適應する必要性に迫られました。その過程において、浮き彫りになったのが、生産性の低さになります。当社のみならず、日本国内ありとあらゆる領域において、生産性の低さが認識されました。今後、日本の生産性の向上が大きな課題となる中、当社成長戦略においても、特に、流通・サービス業における生産性向上を新たな柱として加えることといたしました。人口減少下において、“成長労働力” “すきま時間マッチング” “離職防止・定着支援” が、働き手の創出、いわゆる供給側の戦略とすれば、サービス業の“生産性向上”による必要人員の最適化を、需要側の戦略として推進していきたいと考えております。労働需給の適正化を図り、そのマッチングを支援する、そして、人材市場におけるインフラ企業、“なくてはならない”存在になることを目指したいと考えております。

このような新戦略を推進していくにあたり、生産性向上のための業務のムリムダムラを抽出するためのシステム、業務自体のRPAなどを用いた効率化やオートメーション化、テレワークなどの新たな労働環境下においても生産性を低下させないためのコミュニケーションの高度化等が必要になります。すなわち、いずれの局面においても欠かせないのがDX（デジタル・トランスフォーメーション）であり、そのために、以下の3つの事業に、経営資源を投下していく方針です。

- 1) サービス業の最適な必要人員を可視化するための、新たなシステム『現場DX（仮称）』の開発を実施いたします。現場の採用人数算出の根拠を、従来の1日何人必要という概念「人日」から、この曜日のこの時間は何人必要という概念「人時」に転換、その時間での必要な人数を割り出し、必要人員の調達まで行えるようにいたします。すでに調達部分では、“すきま時間マッチング”の採用メディアとして『ショットワークス』を提供しておりますが、同メディアのみならず、他社メディア含むあらゆる調達手段と『現場DX』を連携させ、ワンストップのサービスを提供したいと考えております。同システムの導入ならびにコンサルテーションを通じて、サービス業の現場の生産性向上を図りたいと考えております。
- 2) 離職防止・定着支援アプリ『テガラみる』をより進化させます。『テガラみる』は、お天気で表示されたメンバーの心のコンディションに対し、マネージャーがスタンプを用いてフォローすることで、職場のコミュニケーション活性化を促進し、顧客企業が採用したアルバイト・パート、社員の定着率を向上するサービスです。Withコロナにおいて、各社がテレワークを余儀なくされ、社内コミュニケーションもオンラインで行うことが多くなりました。そのような中、『テガラみる』が、非接触/非対面のマネジメントツールとして活用できると再評価され、引き合いが増加し売上高が前期比30%増加となっております。今後、テレワークが常態化することにより、同ニーズはさらに増加すると予想しております。そのために、マネジメントのための機能を追加開発し、マーケティングを積極的に行うことが必要であると考えております。また、今後のトラフィック増に見合ったインフラの強化も図ります。
- 3) HRマネジメント事業の主力サービスのひとつであるRPOのDXを推進します。顧客の生産性向上のために、ひいては当社の利益体質の改善のために、採用手段と採用プロセスのDXを行います。採用手段においては、近年の応募者の利用手段の多様化に対応します。年間26万本を超える求人広告の出稿を代行し、年間90万名を超える応募者に対応している当社は、保有するビッグデータを『TSUNAGram（ツナグラム）』（注）という社内システムに蓄積しています。この『TSUNAGram』と、ネット広告配信技術を駆使して自社ホームページに誘導するダイレトリクルーティングを行うサービス『Find in』を融合することにより、顧客の採用手段をより適正化できるシステムが開発できると考えております。また、採用プロセスについては、大手企業各社のそれぞれ固有の業務フローを、そのまま代行していた関係で、自ずと労働集約的にならざるを得ない状況でしたが、各社の共通業務を抽出し、DX技術を活用することにより、飛躍的な生産性向上が可能であると考えております。採用手段及び採用プロセス双方におけるDX推進により、サービス価値を高める一方で、収益率を向上させて、当社の

RPOにおける優位性をより強固にしていきたいと考えております。

このように、更なる成長機会を迅速かつ機動的に捕捉し、事業環境の変化に柔軟に対応をしながら、より一層の成長を遂げるためには、DX推進のための設備投資やマーケティング活動及び最適な人材の確保を推進するとともに、他社のリソースを活用するための資本業務提携及びM&A戦略を積極的に推進していくことも必要になります。

そのため、当社としては、今後の更なる事業成長を企図したシステム投資やM&Aを含む資本業務提携、マーケティング活動及び人材の採用を実施することによる手元流動性の低下や借入の増加、ひいては財務戦略の柔軟性低下といった事業リスクの増大に備えるために、自己資本の拡充を進め、財務基盤を強化することが必要であると判断し、資金調達を行うことといたしました。

資金調達を行うに際して、下記、「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり多様な資金調達方法の比較検討を行い、その一つとしてエクイティ性資金の調達について検討を進めてまいりました。行使価額修正条項付きの新株予約権である本新株予約権を発行し、かつ、当社の判断により、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができる行使停止指定条項を活用すること等により、急激な希薄化を抑制し既存株主の利益に配慮しつつ株価動向等を見極めた資金調達を行うことが可能であり、当社の資金需要にも即した資金調達方法と考え、本新株予約権により資金調達を実施することとしました。

また、本スキームにおいては、第4回新株予約権と第5回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に同一の割当先に対して発行することとしております。これら2種類の新株予約権は、当初行使価額及び下限行使価額の金額並びに第5回新株予約権の下限行使価額が修正される可能性がある点で異なります(なお、それ以外は、基本的に同一の内容となっております。)。下限行使価額は、第4回新株予約権については発行決議日前取引日の終値の70%、第5回新株予約権については発行決議日前取引日の終値の120%に相当する金額に、段階的に異なる金額に設定しております。これにより当社の今後の株価水準に応じた資金調達の柔軟性を高めることを企図しております。さらに、第5回新株予約権については、当社取締役会の決議により、下限行使価額を、当該決議日の翌日以降、(i)268円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%)又は(ii)当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正することを選択できるものとしております。これにより当社の資金需要と今後の株価水準に応じた資金調達の効率性及び柔軟性を高めることを企図しております。

今回調達する資金に関しましては、成長戦略実現のためのシステム開発投資資金、事業拡大に資するマーケティング費用や人材採用関連費用、さらに将来の資本業務提携やM&Aに関する費用に充当する予定であり、具体的には、下記「2 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載のとおりであります。当社は、今般の資金調達の達成が、将来的な企業価値の向上に繋がることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

注『TSUNAGram(ツナグラム)』とは、当社が取り扱った過去の採用メディア、応募者データすべてをデータベース化し、「地域」×「ターゲット」×「予算」の掛け合わせで最も効果的な求人メディアを抽出できる事を可能にしたシステム(登録商標取得済み)です。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

本スキームにおいて発行される本新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合には、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。また、第4回新株予約権については、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されることにより、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。一方で、第5回新株予約権については、下限行使価額が発行決議日の時価よりも高い水準に設定されているため、下限行使価額修正選択権が行使されない限り、発行決議日の時価以下で当社普通株式が発行されることはないため、既存株主の持分の希薄化に配慮した設計となっております。また、本新株予約権については、下記「(本スキームの商品性) 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回」に記載のとおり、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、当社が割当予定先に対して本新株予約権を行使することができない期間を指定することができるため、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること、本新株予約権行使時の行使価額は行使請求がなされた日の直前取引日における終値の92%に相当する金額に修正される設計となっていること、下限行使価額が、第4回新株予約権については、発行決議日前取引日の終値の70%に相当する金額に設定されていること、第5回新株予約権については、発行決議日前取引日の終値の120%に相当する金額に設定されており、2020年12月8日以降、下限行使価額修正決議により修正される可能性があるものの、その場合にも修正後の下限行使価額は268円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%)を下回る金額とならないよう設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に一定程度配慮した設計となっております。

また、本スキームにおいては、第4回新株予約権と第5回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に同一の割当先に対して発行することとしております。これら2種類の新株予約権は、当初行使価額及び下限行使価額の金額並びに第5回新株予約権の下限行使価額が修正される可能性がある点で異なります(それ以外については、基本的に同一の内容となっております。)。下限行使価額は、第4回新株予約権については発行決議日前取引日の終値の70%、第5回新株予約権については発行決議日前取引日の終値の120%に相当する金額に、段階的に異なる金額に設定しております。これにより、第4回新株予約権については行使時点における当社の株価水準を基準とし、他方、第5回新株予約権については、今後当社が中長期的に目指す株価水準を基準とした行使価額により、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。加えて、第5回新株予約権については、当社取締役会の決議により、下限行使価額を、当該決議日の翌日以降、(i)268円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%)又は(ii)当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正することを選択できるものとしており、これにより当社の今後の株価水準に応じた資金調達の柔軟性を高めることを企図しております。

これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

本スキームの特徴

<行使価額の修正条項>

第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使価額は、それぞれ、当初383円及び当初460円ですが、各修正日以降、当該修正日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。なお、当該価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面においては、行使価額も同様に上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できる一方、株価が下落した局面であっても、本新株予約権は(第5回新株予約権については、行使価額修正選択権を行使することにより、)当社の株価が下限行使価額を上回っている限り、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できるからです。

< 下限行使価額の水準 >

第4回新株予約権の下限行使価額は268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）、第5回新株予約権の下限行使価額は当初460円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%）（但し、下記「< 下限行使価額の修正選択権 >」に記載のとおり、当社は、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、かかる下限行使価額の修正をすることができます。）であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。すなわち、第4回新株予約権の下限行使価額を定めることで、既存株主に配慮し、発行決議日前取引日の株価水準を大きく下回る水準での資金調達を控えつつも、行使価額修正条項により可能な限り早期の資金調達を促進することを企図する一方で、第5回新株予約権の下限行使価額は、発行決議日前取引日の株価水準を上回る金額に設定することにより、今後、当社の株価が上昇し、下限行使価額以上となった場合に行使がなされることとなるため、今後当社が中長期的に目指す株価水準を基準とした行使価額により、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。

なお、下記「< 下限行使価額の修正選択権 >」に記載のとおり、第5回新株予約権については、当社は、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額を修正することが可能となっております。

< 下限行使価額の修正選択権 >

第5回新株予約権については、当社は、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額を、当該決議日の翌日以降、(i)268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）又は(ii)当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正することができるものとされています。かかる下限行使価額の修正条項を付すことにより、株価上昇局面において、当初下限価額が当社の株価水準に見合わないものとなった場合には、その時点で下限行使価額を修正することによって、その後に一時的に株価が下落した場合などにおいても行使価額を適切な水準以上に保つことが可能となります。

また、第5回新株予約権の下限行使価額は、当初、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値よりも高い金額に設定されているため、当社の株価が当該水準に至らず、第5回新株予約権の下限行使価額を下回る状況においては、第5回新株予約権の行使が進まないこととなる可能性があります。そのような状況においても、当社として資金調達を行うことが必要であると判断する場合には、当社取締役会の決議により下限行使価額を当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（但し、268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）を下回ることはありません。）に修正することにより、早期の資金調達ニーズを満たすため、本新株予約権の行使を促進することを選択する（但し、この場合、第5回新株予約権の行使により調達される金額は、下限行使価額の修正前と比べて、減少することになります。）ことが可能となっており、これにより当社の今後の株価水準に応じた資金調達の柔軟性を高めることを企図しております。

本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回

当社は割当予定先との間で、本書による届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権割当契約を締結する予定です。当社は、本新株予約権割当契約に基づき、その裁量により、本新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、停止指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使停止期間の通知又は停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

本新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、割当予定先は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）（当日を含む。）前までに、当社に通知を行うことにより、本新株予約権1個当たりの払込金額にて本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、法令に違反しない限り、当該請求の日から15取引日目の日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）において、その時点で残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の各払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、その全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。また、当社は、組織再編行為につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生前に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、その全部を取得するものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

本新株予約権の譲渡

本新株予約権割当契約に基づいて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、第4回新株予約権又は第5回新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して第4回新株予約権又は第5回新株予約権の停止指定及びその撤回を行う権利、並びに割当予定先が当社に対して第4回新株予約権又は第5回新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

上記、及びについては、本新株予約権割当契約中で定められる予定です。

(本スキームのメリット)

過度な希薄化の抑制が可能なこと

第4回新株予約権の目的である当社普通株式数は1,000,000株で、第5回新株予約権の目的である当社普通株式数は400,000株で、それぞれ固定されており、最大交付株式数が限定されております（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、第4回新株予約権の下限行使価額を268円、第5回新株予約権の下限行使価額を当初460円（それぞれ、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%及び120%の水準）（但し、第4回新株予約権の下限行使価額については、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとし、第5回新株予約権の下限行使価額については下記「2 新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されるものとします。なお、第5回新株予約権の下限行使価額は、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、(i)268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。）に設定することにより、経済的な意味における希薄化についても一定限度を超えて発生しない設計となっております。なお、第5回新株予約権については、当社の判断により、下限行使価額を修正することが可能となっているものの、修正後においても、下限行使価額は268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）を下回ることはありません。

株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正も予定されていること、また、下記（注）3に記載のとおり、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。

また、当社が停止指定を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

第4回新株予約権及び第5回新株予約権のいずれについても上限行使価額が設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します。また、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、停止指定を行うか、又は取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制することも可能な設計となっております。なお、第5回新株予約権の下限行使価額は発行決議日の時価よりも高い水準に設定されているため、下限行使価額修正選択権が行使されない限り、発行決議日の時価以下で当社普通株式が発行されることはないため、希薄化には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全部又は一部を、いつでも本新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。また、第5回新株予約権については、下限行使価額修正選択権付としており、当初下限行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、下限行使価額修正選択権を行使することにより、新株予約権の行使を促進することが可能となり、当社の株価水準に応じた資金調達や機動的な資金需要への対応が可能な設計となっております。

その他

割当予定先は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有しておりません。また、割当予定先は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はありません。

（本スキームのデメリット）

第4回新株予約権の下限行使価額は268円、第5回新株予約権の下限行使価額は当初460円（それぞれ、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%及び120%）（但し、第4回新株予約権の下限行使価額については、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとし、第5回新株予約権の下限行使価額については下記「2 新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されるものとします。また、第5回新株予約権の下限行使価額は、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、(i)268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。）に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達ができない可能性があります。

本新株予約権の行使価額は下方にも修正されるため、発行後の株価水準によっては、本新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。なお、第4回新株予約権については、下限行使価額は268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）から修正されないため、第4回新株予約権の行使による調達額が当初の下限行使価額を下回ることはありませんが（但し、株式分割等に併い下限行使価額が調整されることはあります。）、第5回新株予約権については、下限行使価額は当初460円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%）であるものの、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、(i)268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあり、かかる修正がなされた場合、第5回新株予約権の行使による調達額は当初の下限行使価額を下回る可能性があります。

一度に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」といいます。）は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB（いわゆる「MSCB」）では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。

社債及び借入による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。特に、現在当社は借入による資金調達を行っており、今後とも継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入による資金調達を行うことは、財務健全性に想定以上の悪影響を与えることとなります。

いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、当社にとって適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本書による届出の効力発生後に、上記「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由（本スキームの商品性）」に記載の内容に加え、以下の内容について合意する予定であります。

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと（当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。）について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権割当契約の締結日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を発行する場合、当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、本新株予約権割当契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合、並びに株式分割又は株式無償割当に伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定であります。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権割当契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しません。

10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	4,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	152,000円
発行価格	新株予約権1個につき38円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.38円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年12月7日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ツナググループ・ホールディングス 経営企画室 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号]
払込期日	2020年12月7日(月)
割当日	2020年12月7日(月)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 新橋支店 東京都港区新橋一丁目16番4号

- (注) 1. 第5回新株予約権については、2020年11月20日付の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社と割当予定先である株式会社SBI証券(以下「割当予定先」といいます。)との間で本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は400,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額(1円未満の端数は切り捨てる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。 3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初460円とする。但し、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができ(以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。)、下限行使価額修正決議がなされた場合、当該決議日の翌日以降、本新株予約権の下限行使価額は、(i)268円又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。但し、下限行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される 5. 割当株式数の上限 400,000株(2020年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は5.41%) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 107,352,000円(本欄第4項に記載の下限行使価額修正決議により、下限行使価額が268円に修正された場合における、かかる修正後の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられており、また、当社が2022年12月7日に本新株予約権の全部を取得する条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式400,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初460円とする。但し、行使価額は第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 別記「(2)新株予約権の内容等(注)」欄第7項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後行使価額が下限行使価額（別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 当社は、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができる（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、下限行使価額は、(i)268円又は(ii)当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。但し、下限行使価額は本欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> <p>調整前行使価額 - 調整後行使価額 × 調整前行使価額により当該 株式数 = $\frac{\text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$</p> <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>
--	---

	<p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>184,152,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする</p>
新株予約権の行使期間	2020年12月8日から2022年12月7日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 新橋支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、2022年12月7日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監視銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。但し、本新株予約権割当契約において、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由
上記「1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」に記載の通りです。
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
上記「1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載の通りです。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定であります。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権割当契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
9. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しません。
10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
568,262,000	9,000,000	559,262,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（第4回新株予約権及び第5回新株予約権の合計1,262,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第4回新株予約権及び第5回新株予約権の合計567,000,000円）を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計559百万円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
システム開発投資 現場DX（仮称）、テガラみる、RPO DX開発	320,000	2021年1月～ 2023年9月
マーケティング費用	80,000	2021年4月～ 2023年9月
人材調達採用（採用及び育成）	40,000	2021年1月～ 2021年9月
資本業務提携及びM&Aに関する費用	119,262	2021年4月～ 2023年9月
合計	559,262	-

- (注) 1. 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。
2. 本新株予約権の行使状況によって調達資金の額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に想定どおりの資金調達ができなかった場合には、他の方法による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、支払時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。そのような場合には、他の方法による資金調達の実施、事業収入や手元現預金の活用等を検討する可能性があります。
3. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、資本業務提携及びM&Aに関する費用に充当する予定です。

システム開発投資

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大により露呈された日本の生産性向上課題解決を当社の成長投資の機会ととらえ、DX関連の3つのサービス開発のためのシステム開発投資を行います。

- A) 日本の流通・サービス業における生産性向上のためのシステム『現場DX（仮称）』の新規開発
店舗や倉庫等、現場作業の中での、ムリムダのあぶり出し、効率的な業務設計、時間ごとの最適な必要人数等を可視化するためのシステムを新規開発します。また、当システムは、採用メディアや給与支払等の他システムとの連携も容易にできるプラットフォームとなるシステムを志向しています。
- B) 離職防止・定着支援アプリ『テガラみる』の機能拡充
テレワークが拡大していることにより、当サービスを、非接触/非対面マネジメントツールとして活用するケースが広がっていることから、当該用途として活用できる機能を拡充します。具体的には、コミュニケーション機能の拡充、育成や評価といった機能の追加等を行います。また、トラフィック増加に対応したシステムの安定化のためのインフラにも投資いたします。

C) 主力サービスRPOのDX推進に向けた機能拡充

RPOサービスの業務内容は、採用媒体選択、発注代行、原稿制作、応募受付、面接設定といった採用に関わる一連のプロセスを代行するものです。そのうち、採用媒体選択については、社内リソースの融合にAI等新たな技術を加えて機能拡充を実施し、より効率的な採用手段を差配するシステムを構築します。また発注代行以降のプロセスにおいては、RPAを含むデジタル化をさらに進めることにより飛躍的に生産性を向上させます。

上記システム開発のために、社内外の開発リソースの投下や必要な機器や設備を調達するための資金として、計320百万円を充当する予定です。

マーケティング費用

新規サービスについては、テストマーケティング、顧客の認知向上のためのプロモーション、キャンペーン販促等、リリースに際してテレビ広告、ネット広告、紙媒体による広告および既存見込客への営業アプローチ等一定規模のマーケティング費用が必要となります。また、オンライン開催を含むセミナーや展示会等での販促、MA（マーケティング・オートメーション）ツール等を用いたWEBでの顧客開拓を継続して行うことにより、より販促効果が高まるものと考えます。

上記 システム開発投資に記載の3サービスの拡販のためのマーケティング費用として、80百万円を充当します。

人材調達費用(採用及び育成)

新規サービスの開発のための企画、開発エンジニア等の人材を要するほか、拡販のための営業人材も増加させる必要があります。また、質的な面では、例えば、顧客の生産性向上を行う『現場DX（仮称）』については、顧客企業が同サービスを導入し、また、活用する場面において、適切なサポートを行うためにコンサルティングスキルを有する人材が一定数必要となります。顧客サポートやコンサルティングの充実により『現場DX（仮称）』の拡販を実現するためには、上記の人材を質量ともに充実させることが必須であると考えています。

具体的には、経験者を中心とした新規採用に加えて、既存社員の能力開発により、必要人材を充足したいと考えており、採用のための募集費用及び研修費用等として、40百万円を充当する予定です。

資本業務提携及びM&Aに関する費用

DXを推進するためには、既存のリソースのみならず、社外のリソースも有効活用したいと考えております。RPAやAIといった要素技術を有している企業、生産性向上を目的とした何らかのソリューションを有している企業、HR-TECH（人材領域におけるテクノロジー）において何らかのプロダクトを有している企業、サービス開発において協業できるパートナー、あるいは、当社サービスを販売するにあたって、そのターゲット企業へのチャネルを既に有している企業等、シナジー効果を発揮できるパートナーは、数多くあると考えております。

既に業務提携等を行っているパートナーも含めて、それらの候補企業との関係性を強固なものとし、双方の成長を加速するために、資本業務提携の締結やM&A等を進めていきたいと考えております。なお、当社は、資本業務提携及びM&Aの案件について様々な検討を行っているものの、現時点で実施に向けた具体的な検討を行っている案件はありませんが、今後案件が具体化した場合に機動的に対応できるよう、本新株予約権の発行により予め資本業務提携及びM&Aに関する費用のための資金を確保する必要があると考えております。

これら、資本業務提携及びM&A等に関する費用として、119百万円を充当します。

なお、支出予定期間に資本業務提携及びM&Aが実行されなかった場合においては、過去にM&A投資の資金確保のために実施した借入金の返済に充当する可能性があります。資金使途の変更を行う場合には、その都度、速やかに開示を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、2020年11月20日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社SBI証券
	本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
	直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 事業年度 第78期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月26日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第79期第1四半期 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月13日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第79期第2四半期 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月12日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先である株式会社SBI証券を含む複数の証券会社及び金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等(注)」欄第1項第(2)号に記載のとおり検討いたしました。その結果として、当社は、割当予定先より提案を受けた第4回新株予約権及び第5回新株予約権という内容の異なる2種類の新株予約権を同時に発行する本スキームが、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の動向に応じた効率性・柔軟性の高い資金調達が可能となる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、割当予定先が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、国内オンライン証券会社最大手であり、厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、同社が新株予約権ファイナンスを含む豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数 1,400,000株(第4回新株予約権1,000,000株及び第5回新株予約権400,000株)

e. 株券等の保有方針

割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有する。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、割当予定先が2020年11月12日付で関東財務局長宛に提出した第79期第2四半期報告書における連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であります。また、割当予定先は金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第44号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。

また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2020年6月26日）において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行う等、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。

さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権割当契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認が必要であります。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、当社の資金調達需要、株式の流動性に起因する権利行使株式数に関する制約、割当予定先による株式処分コスト、当社及び割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提（当社の資金調達需要は行使可能期間中に一様に分散的に発生すること、当社に資金調達需要が発生している場合には、当社は割当先の権利行使の促進及び調達資金の最大化を目的として行動する（具体的には、当社は、行使停止を実施せず、また、第5回新株予約権について下限行使価額の修正により権利行使の促進が見込まれる場合に、下限行使価額の修正を実施すること等を含みます。）を設定しております。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（第4回新株予約権については111円。第5回新株予約権については38円。）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額としました。また、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、第4回新株予約権及び第5回新株予約権のいずれにつきましても8%としました。

また、本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役全員から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は1,400,000株（議決権数14,000個）であり、2020年9月30日現在の当社発行済株式総数7,391,520株及び議決権数73,050個を分母とする希薄化率は18.94%（議決権ベースの希薄化率は19.16%）に相当します。

しかしながら、当社は停止指定を随時、何度でも行うことができるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の1,400,000株を行使期間である2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約2,917株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高99,826株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	-	-	1,400,000	16.08%
米田 光宏	東京都品川区	1,386,490	18.97%	1,386,490	15.93%
株式会社米田事務所	大阪府大阪市中央区高麗橋 四丁目 5 番 2 号	856,530	11.72%	856,530	9.84%
ツナググループ・ ホールディングス従 業員持株会	東京都千代田区有楽町一丁 目 1 番 3 号	682,376	9.34%	682,376	7.84%
渡邊 英助	東京都中央区	360,000	4.92%	360,000	4.14%
株式会社リクルート	東京都中央区銀座八丁目 4 番 17 号	186,300	2.55%	186,300	2.14%
大久保 雅宏	東京都三鷹市	169,906	2.32%	169,906	1.95%
株式会社日本カスト ディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目 8 番 1 2 号	169,700	2.32%	169,700	1.95%
御子柴 淳也	東京都中央区	156,690	2.14%	156,690	1.80%
矢野 孝治	東京都渋谷区	156,690	2.14%	156,690	1.80%
計	-	4,124,682	56.42%	5,524,682	63.47%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年9月30日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。

2. 「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、割当予定先に対して割り当てられる本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

5. 株式会社SBI証券の「割当後の所有株式数」は、株式会社SBI証券が、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。株式会社SBI証券は、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期)及び四半期報告書(第14期第3四半期)(以下総称して「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年11月20日)までの間において、次の通り変更又は追加すべき事項が生じており、当該箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載されている将来に関する事項は、次のとおり追加又は変更した内容を除き、本有価証券届出書提出日(2020年11月20日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(新型コロナウイルス感染拡大等、公衆衛生に関するリスクについて)

今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響については、その収束時期や第二波の発生懸念についていまだ不透明感の強い状況にあるため、顧客企業の事業活動や人材採用意欲の減退が継続するなどにより、当社グループの事業、経営成績財政状態にも影響が生じるものと考えます。当社グループとしては、Withコロナにおける新たなサービスの需要が拡大することに対応するため、環境変化に迅速に対応したサービスの開発ならびに提供にも力を入れておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による不確実性や新たな需要を巡る競争の激化等により、当社グループがかかる環境変化に適時・適切に対応できない場合には、当社グループの競争力が低減するなど、事業、経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症は人々の働き方にも大きな影響を与えており、当社グループとしては、感染症の影響が拡大下において事業を継続させるべく、従業員の感染リスクの軽減・安全確保を目的に、オフピーク通勤やテレワークの活用を進めており、更に、手元流動性の確保、固定費用の削減などを実施し、経営の安定性確保に向けた施策を講じておりますが、感染症が再び急拡大した場合やかかる施策が当社グループの期待する効果を生じない場合等には、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(法的規制等について)

当社グループの株式会社スタープランニングの運営する「人材派遣事業」は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)に基づき、一般労働者派遣事業の許可を受けて行っております。また、子会社である株式会社チャンスクリエイターの運営するコンビニエンスストアにおいては、食品衛生法、酒税法及びたばこ事業法に基づき販売業務を行っております。その他、関連する主な法規として「労働契約法」等の労働関連法規、「電気通信事業法」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」及び「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(以下「不正アクセス禁止法」という。)等のインターネット関連法規があります。「不正アクセス禁止法」では、努力義務ながら一定の防御措置を講ずる義務が課せられております。これら法令等に関して新たに制定されたり、既存法令等の変更等がなされたりした場合には、それに応じて、当社グループにてサービス変更等の対応が必要になるもの、規制されるもの等が生じる可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動自粛の影響から、採用活動の休止や規模の縮小が起こり、2020年4月以降、業績に多大な影響を受けております。

第14期連結会計年度末の借入契約のうち462百万円について財務制限条項に抵触しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。しかしながら、当該借入金については期限の利益の喪失の猶予について取引先金融機関の承諾を得ております。

また、このような事象又は状況を解消するために、「2 経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(3)継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消、改善するための対応策を講じており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。しかしながら、対応策が予定どおりに進捗しない場合、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期)の提出日(2019年12月24日)以後、本有価証券届出書提出日(2020年11月20日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2019年12月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2019年12月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が催された年月日

2019年12月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役として、米田光宏、渡邊英助、上林時久、片岡伸一郎、多田斎、六川浩明、中江康人を

選任するものであります。

第2号議案 取締役の報酬等の額改定の件

取締役の報酬等の額を年額3億円以内(うち社外取締役分は年額3千万円以内)とするものであります。なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まないものとします。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

社外取締役を除く取締役に対して、第2号議案に係る報酬等の額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を金銭報酬債権として支給することとし、その総額は、年額1億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含みません。)とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案					
米田 光 宏	54,022	377	0	(注) 1	可決 95.92
渡 邊 英 助	54,146	253	0		可決 96.15
上 林 時 久	54,146	253	0		可決 96.15
片岡 伸 一 郎	54,145	254	0		可決 96.14
多 田 斎	53,793	606	0		可決 95.52
六 川 浩 明	54,129	270	0		可決 96.11
中 江 康 人	54,129	270	0		可決 96.11
第2号議案	53,877	522	0	(注) 2	可決 95.67
第3号議案	52,358	2,041	0	(注) 2	可決 92.97

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3. 最近の業績の概要について

第14期事業年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)の業績の概要

2020年11月13日に開示いたしました、2020年9月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載されている第14期連結会計年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される連結財務諸表ではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないので、監査報告書は受領しておりません。

(1) 連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,169,579	805,534
受取手形及び売掛金	1,377,404	974,258
商品	38,566	52,090
仕掛品	1,070	8,440
その他	523,786	499,438
貸倒引当金	3,290	3,111
流動資産合計	3,107,118	2,336,652
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	261,438	285,314
減価償却累計額	144,173	128,787
建物附属設備(純額)	117,265	156,527
車両運搬具	21,084	12,139
減価償却累計額	20,856	11,911
車両運搬具(純額)	227	227
工具、器具及び備品	258,530	282,580
減価償却累計額	173,133	193,522
工具、器具及び備品(純額)	85,396	89,057
リース資産	29,765	20,765
減価償却累計額	23,108	18,343
リース資産(純額)	6,656	2,422
有形固定資産合計	209,546	248,235
無形固定資産		
ソフトウェア	254,490	302,580
のれん	865,998	817,314
顧客関連資産	1,136,918	1,031,158
その他	76,914	95,968
無形固定資産合計	2,334,322	2,247,021
投資その他の資産		
投資有価証券	30,251	60,215
敷金及び保証金	257,412	284,363
繰延税金資産	125,467	95,287
その他	17,460	31,554
貸倒引当金	1,240	1,032
投資その他の資産合計	429,350	470,388
固定資産合計	2,973,219	2,965,645
資産合計	6,080,337	5,302,297

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	601,191	312,268
短期借入金	567,900	668,158
1年内返済予定の長期借入金	359,353	430,464
未払金	513,476	440,148
未払費用	223,936	253,494
未払法人税等	120,813	12,614
賞与引当金	194,644	66,657
その他	169,452	305,256
流動負債合計	2,750,768	2,489,062
固定負債		
長期借入金	1,528,132	1,627,512
役員退職慰労引当金	2,673	3,820
繰延税金負債	459,253	458,755
その他	9,677	1,197
固定負債合計	1,999,735	2,091,286
負債合計	4,750,503	4,580,348
純資産の部		
株主資本		
資本金	517,071	520,120
資本剰余金	337,071	340,120
利益剰余金	489,461	96,785
自己株式	24,785	50,002
株主資本合計	1,318,818	713,452
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	42	197
その他の包括利益累計額合計	42	197
非支配株主持分	11,057	8,693
純資産合計	1,329,833	721,948
負債純資産合計	6,080,337	5,302,297

(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
売上高	10,617,050	12,098,965
売上原価	6,006,958	6,299,495
売上総利益	4,610,092	5,799,470
販売費及び一般管理費	4,390,080	6,409,933
営業利益又は営業損失（ ）	220,011	610,462
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,983	147
助成金収入	8,225	72,017
違約金収入	3,000	3,470
受取手数料	2,192	3,286
その他	5,704	5,212
営業外収益合計	21,105	84,134
営業外費用		
支払利息	8,958	13,511
支払手数料	20,955	4,095
その他	964	6,145
営業外費用合計	30,879	23,753
経常利益又は経常損失（ ）	210,237	550,081
特別利益		
固定資産売却益	76	482
関係会社株式売却益		1
特別利益合計	76	483
特別損失		
固定資産除却損	959	6,114
投資有価証券評価損	81,979	
解約違約金		32,308
事務所移転費用		6,256
事業整理損		6,050
特別損失合計	82,939	50,729
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（ ）	127,373	600,328
法人税、住民税及び事業税	174,328	10,031
法人税等還付税額		59,097
法人税等調整額	63,089	30,354
法人税等合計	111,238	18,710
当期純利益又は当期純損失（ ）	16,135	581,617
非支配株主に帰属する当期純損失（ ）	7,675	9,956
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	23,810	571,660

連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
当期純利益又は当期純損失()	16,135	581,617
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	42	155
その他の包括利益合計	42	155
包括利益	16,093	581,772
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	23,768	571,815
非支配株主に係る包括利益	7,675	9,956

(3)連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	516,693	336,693	480,311	62	1,333,635			8,932	1,342,568
当期変動額									
新株の発行	378	378			756				756
剰余金の配当			14,660		14,660				14,660
親会社株主に帰属する 当期純利益			23,810		23,810				23,810
自己株式の取得				24,723	24,723				24,723
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						42	42	2,124	2,082
当期変動額合計	378	378	9,150	24,723	14,816	42	42	2,124	12,734
当期末残高	517,071	337,071	489,461	24,785	1,318,818	42	42	11,057	1,329,833

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	517,071	337,071	489,461	24,785	1,318,818	42	42	11,057	1,329,833
当期変動額									
新株の発行	3,049	3,049			6,098				6,098
剰余金の配当			14,587		14,587				14,587
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			571,660		571,660				571,660
自己株式の取得				25,216	25,216				25,216
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						155	155	2,363	2,518
当期変動額合計	3,049	3,049	586,247	25,216	605,366	155	155	2,363	607,884
当期末残高	520,120	340,120	96,785	50,002	713,452	197	197	8,693	721,948

(4)連結キャッシュ・フロー計算書

	(単位:千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	127,373	600,328
減価償却費	165,809	289,927
のれん償却額	149,234	148,742
敷金及び保証金償却	14,316	23,121
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,151	581
賞与引当金の増減額(は減少)	51,647	127,987
受取利息及び配当金	1,983	147
支払利息及び社債利息	8,958	13,511
固定資産売却損益(は益)	76	482
関係会社株式売却損益(は益)		1
固定資産除却損	959	6,114
投資有価証券評価損益(は益)	81,979	
解約違約金		32,308
売上債権の増減額(は増加)	16,938	417,737
たな卸資産の増減額(は増加)	19,937	19,773
仕入債務の増減額(は減少)	172,134	296,184
未払金の増減額(は減少)	159,161	94,260
その他	326,756	179,115
小計	219,465	29,167
利息及び配当金の受取額	16	147
利息の支払額	8,885	14,809
法人税等の支払額	149,598	110,314
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,998	154,144
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	75,231	131,868
有形固定資産の売却による収入	81	482
無形固定資産の取得による支出	166,792	178,498
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	304,521	
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出		349
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	93,313	76,517
投資有価証券の取得による支出	29,820	30,070
敷金の差入による支出	5,320	53,029
その他	40,321	20,963
投資活動によるキャッシュ・フロー	106,196	448,887
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	281,652	100,258
長期借入れによる収入	1,370,000	570,000
長期借入金の返済による支出	1,528,253	399,509
リース債務の返済による支出	5,820	7,592
株式の発行による収入	756	6,098
自己株式の取得による支出	24,723	25,216
非支配株主からの払込みによる収入	9,800	9,800
配当金の支払額	14,386	14,851
財務活動によるキャッシュ・フロー	89,025	238,987
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	43,827	364,044
現金及び現金同等物の期首残高	1,125,752	1,169,579
現金及び現金同等物の期末残高	1,169,579	805,534

(5)連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響について、2021年9月末にかけて徐々に回復するとの仮定をもとに、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、当該会計上の見積りは現時点における最善の見積りであるものの、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や、その経済への影響が変化した場合には、損益に影響を及ぼす可能性があります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

当社グループは取扱うサービスによって包括的な戦略を立案し事業活動を展開しております。従って、当社グループはサービスの提供形態に基づいたセグメントから構成されており、「HRマネジメント事業」、「メディア&テクノロジー事業」、「スタッフィング事業」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、経営管理体制の見直しを行い、従来HRマネジメント事業に含まれていた株式会社チャンスクリエーターをスタッフィング事業に変更し、メディア&テクノロジー事業に含まれていた株式会社asegnoniaをHRマネジメント事業に変更しております。また、新たに設立した株式会社ツナググループ・マーケティングを連結の範囲に含め、従前、HRマネジメント事業に含まれていた金額の一部をメディア&テクノロジー事業に加えております。さらに、当連結会計年度より当社グループに加わった株式会社GEEKをメディア&テクノロジー事業に加えております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	HRマネジ メント事業	メディア& テクノ ロジー事業	スタッフィ ング事業			
売上高						
外部顧客への売上高	4,206,849	3,868,603	2,512,251	10,587,704	29,345	10,617,050
セグメント間の内部 売上高又は振替高	48,237	269,654	24,710	342,602	342,602	-
計	4,255,086	4,138,257	2,536,962	10,930,306	313,256	10,617,050
セグメント利益 又は損失()	172,238	429,053	74,105	182,708	37,302	220,011
セグメント資産	1,430,280	3,883,462	809,790	6,123,532	43,195	6,080,337
セグメント負債	1,072,949	2,859,656	270,396	4,203,003	547,500	4,750,503
その他の項目						
減価償却費	28,783	117,702	4,912	151,398	14,411	165,809
のれん償却費	11,714	91,325	46,195	149,234	-	149,234
有形固定資産及び 無形固定資産の増加 額	3,398	1,894,610	2,933	1,900,942	38,665	1,939,608

(注)1. 調整額は以下の通りです。

セグメント利益又は損失の調整額37,302千円は、セグメント間取引消去17,030千円、各報告セグメントに配分していない全社収益・全社費用の純額20,271千円が含まれております。

セグメント資産の調整額 43,195千円は、セグメント間取引消去 508,117千円、全社資産464,922千円であります。

セグメント負債の調整額547,500千円は、セグメント間取引消去 1,841,080千円、全社負債2,388,581千円であります。

減価償却費の調整額14,411千円は、セグメント間取引消去 2,881千円、全社減価償却費17,293千円であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整38,665千円はセグメント間取引消去 470千円、全社増加額38,038千円であります。

2. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	HRマネジ メント事業	メディア& テクノロ ジー事業	スタッフ ィング事業			
売上高						
外部顧客への売上高	2,933,011	6,028,443	3,127,654	12,089,109	9,856	12,098,965
セグメント間の内部 売上高又は振替高	383,196	278,153	75,918	737,268	737,268	-
計	3,316,207	6,306,597	3,203,573	12,826,377	727,412	12,098,965
セグメント損失()	84,850	305,224	137,457	527,531	82,930	610,462
セグメント資産	683,098	3,847,095	814,357	5,344,551	42,253	5,302,297
セグメント負債	397,683	2,966,248	375,203	3,739,135	841,213	4,580,348
その他の項目						
減価償却費	17,367	227,486	5,699	250,554	39,373	289,927
のれん償却費	11,714	90,833	46,195	148,742	-	148,742
有形固定資産及び 無形固定資産の増加 額	38,865	310,064	10,858	359,787	39,425	399,213

(注)1. 調整額は以下の通りです。

セグメント損失の調整額 82,930千円は、セグメント間取引消去 7,609千円、各報告セグメントに配分していない全社収益・全社費用の純額 75,321千円が含まれております。

セグメント資産の調整額 42,253千円は、セグメント間取引消去 645,982千円、全社資産603,728千円であります。

セグメント負債の調整額841,213千円は、セグメント間取引消去 1,266,241千円、全社負債2,107,455千円であります。

減価償却費の調整額39,373千円は、全社減価償却費39,373千円であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整39,425千円は、全社増加額39,425千円であります。

2. セグメント損失は連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	180.81円	97.60円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	3.25円	78.58円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	3.15円	円

(注)1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)又は親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	23,810	571,660
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	23,810	571,660
普通株式の期中平均株数(株)	7,329,765	7,274,535
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	240,524	
(うち新株予約権)	240,524	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
純資産の部の合計金額(千円)	1,329,833	721,948
純資産の部の合計額から控除する金額(千円) (非支配株主持分)	11,057 (11,057)	8,693 (8,693)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,318,776	713,254
普通株式の発行済株式数(株)	7,337,070	7,391,520
普通株式の自己株式数(株)	43,543	83,643
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	7,293,527	7,307,877

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第13期有価証券報告書の提出日(2019年12月24日)以降、本有価証券届出書提出日(2020年11月20日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年12月24日～ 2020年11月20日	88,380	7,429,950	4,949	522,272	4,949	342,272

(注)第1回新株予約権682個(61,380株)及び第3回新株予約権300個(27,000株)の行使による増加であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 2018年10月1日 至 2019年9月30日	2019年12月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第3四半期)	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	2020年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月24日

株式会社ツナググループ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	英	志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善	方	正	義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツナググループ・ホールディングス(旧会社名 株式会社ツナグ・ソリューションズ)の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツナググループ・ホールディングス(旧会社名 株式会社ツナグ・ソリューションズ)及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月24日

株式会社ツナググループ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 英 志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 方 正 義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツナググループ・ホールディングス(旧会社名 株式会社ツナグ・ソリューションズ)の2018年10月1日から2019年9月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツナググループ・ホールディングス(旧会社名 株式会社ツナグ・ソリューションズ)の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月14日

株式会社ツナググループ・ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツナググループ・ホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年10月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツナググループ・ホールディングス及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。